

監査結果報告書

令和 3 年度（2021 年度）No.2

定期監査（中期）

旭川市監査委員

旭 監 第 56 号
令和3年12月17日

旭 川 市 長	今 津 寛 介 様
旭 川 市 議 会 議 長	中 川 明 雄 様
旭川市教育委員会教育長	黒 蕨 真 一 様
旭川市農業委員会会長	鈴 木 剛 様

旭川市監査委員	田 澤 清 一
旭川市監査委員	坪 沼 一 成
旭川市監査委員	上 村 有 史
旭川市監査委員	高 花 詠 子

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定期監査（財務監査）

1	監査の対象	1
(1)	対象事務	1
(2)	対象部局及び対象期間	1
2	監査の着眼点	2
3	監査の実施内容	2
(1)	実施期間	2
(2)	実施方法	2
4	監査の結果	3

第 1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象

(1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

ア 支出に関する事務のうち、委託料に関する事務

イ 契約に関する事務のうち、委託料に関する事務

ウ 小・中学校に関する事務のうち、経理事務及び財産管理等に関する事務

(2) 対象部局及び対象期間

対象部局	委託料に関する事務	小・中学校に関する事務		対象期間
		経理事務	財産管理等に関する事務	
地域振興部	○	—	—	令和3年 4月1日 ～ 令和3年 7月31日
福祉保険部	○	—	—	
子育て支援部	○	—	—	
保健所	○ ※1	—	—	
経済部	○	—	—	
土木部	○	—	—	
消防本部	○	—	—	
学校教育部	○	○ ※2	○ ※3	
議会事務局	○	—	—	
農業委員会事務局	○	—	—	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」で表示

※1 新型コロナウイルス感染症対策担当に係るものを除く。

※2 対象校は、北光小学校、永山西小学校、旭川小学校、旭川中学校及び緑が丘中学校

※3 対象校は、近文小学校、神楽小学校、末広小学校、忠和小学校、緑新小学校及び永山南中学校

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 委託料に関する事務

- ア 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
- イ 委託料の支出は適正な時期に行われているか。
- ウ 入札の方法及び手続は適正に行われているか。
- エ 随意契約による場合、その理由は適正か。また、原則として複数の者から見積書を徴しているか。
- オ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所など、契約の内容は適切か。
- カ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
- キ 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
- ク 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(2) 小・中学校に関する事務

[経理事務]

- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
- エ 支出負担行為に係る債務を確認した上で支出しているか。

[財産管理等に関する事務]

- ア 管理状態（保管の方法、場所）は適切か。
- イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品ラベルなどは正確に貼付されているか。
- ウ 関係帳簿等の記帳や整理は適正に行われているか。
- エ 敷地境界が明確になっているか。
- オ 敷地内の設置に係る許可を行っていないものがないか。
- カ 修繕が必要なものを把握しているか。
- キ 消防法に基づく防火対策等は適切か。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和3年9月1日から令和3年11月18日まで

(2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、支出に関する事務は適正に処理されていると認められたが、契約に関する事務及び小・中学校に関する事務について、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

地 域 振 興 部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旭川駅前広場路面清掃業務委託において、債務負担行為を設定していないにもかかわらず、4月の履行開始のため3月に入札を実施していた。(地域振興課)

福 祉 保 険 部

特に指摘事項なし。

子 育 て 支 援 部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 子育て支援部施設事業系ごみ(可燃物・不燃物・資源物)収集運搬業務委託において、積算に当たり収集運搬に係る経費を算出する際に、月ごとの収集運搬回数(回)の計算を誤ったことにより、積算金額が過大となり、正しい積算により試算した額を78,100円上回る額で契約締結していた。(子育て支援課)

- ② 旭川市放課後児童クラブ（北西部ブロック）運營業務委託の変更契約において、積算に当たり人件費を算出する際に、代替職員の労働時間の計算を誤ったことにより、積算金額が過大となり、正しい積算により試算した額を3,968,346円上回る額で契約締結していた。（こども育成課）
- ③ 地域子育て支援拠点事業業務（春光地区）委託等において、非課税事業であるため、積算に当たり課税経費にのみ消費税等を加算すべきところ、非課税経費である保険料にも消費税等を加算したことにより、積算金額が過大となり、正しい積算により試算した額を3,000円、5,000円及び6,000円それぞれ上回る額で契約締結していた。（子ども総合相談センター）
- ④ ファミリーサポートセンター事業・上川中部子ども緊急さぼねっと事業実施業務委託において、非課税事業であるため、積算に当たり課税経費にのみ消費税等を加算すべきところ、非課税経費である保険料にも消費税等を加算したことにより、積算金額が過大となり、正しい積算により試算した額を30,000円上回る額で契約締結していた。（子ども総合相談センター）
- ⑤ 旭川市子ども総合相談センター清掃業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、エレベーターの労務数量の計算を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。
- なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。（子ども総合相談センター）

[検討を要するもの]

- ① 子育て支援部施設事業系ごみ（可燃物・不燃物・資源物）収集運搬業務委託において、収集については履行を確認しているものの、運搬については受託者が一般廃棄物収集運搬許可を受けた事業者であることをもって確認していないことから、処分施設搬入時に発行される伝票の写しを受託者に提出させるなど、適正な履行確認の方法について検討されたい。（子育て支援課）

○ 意見・要望事項

- ① 子育て支援部施設事業系ごみ（可燃物・不燃物・資源物）収集運搬業務委託において、当初契約については人件費等の経費に基づき積算していたにもかかわらず、対象施設の増に伴う変更契約については単に受託者の見積額をもって積算金額としていたことから、契約額の妥当性の判断に当たっては、変更後の経費に基づき積算した額と見積額を比較した上で、見積額をもって積算金額とした場合にはその理由を起案に記載するなど、積算の根拠を明確にするよう努められたい。

保 健 所

特に指摘事項なし。

経 済 部

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。
- (2) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 競争入札の開札において、入札者が立ち会わないときは、地方自治法施行令の規定に基づき当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせているが、起案や入札結果調書にその旨を記録していないことから、起案等に明記するなど契約事務の透明性の確保に努められたい。

土 木 部

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 入札の開札に当たって入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならないとされているにもかかわらず、郵便入札の開札において、当該入札に関係のある職員を立会人としていた。（土木総務課）
- ② 6条西5丁目登記申請資料作成業務委託において、再委託の承諾を得ていない者が業務を行っているものがあつた。（土木管理課）

[検討を要するもの]

- ① 競争入札等選考委員会において、審議された契約手法などの決定事項が競争入札参加者等選考調書に記載されていないものが散見されたが、決定事項等の明確化は、契約における透明性や公正性の向上を図る上で重要であることから、調書の記載事項や書式等の見直しを検討されたい。（土木総務課）

消 防 本 部

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。
- (2) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 競争入札の開札において、入札者が立ち会わないときは、地方自治法施行令の規定に基づき当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせているが、起案や入札結果調書にその旨を記録していないことから、起案等に明記するなど契約事務の透明性の確保に努められたい。

学 校 教 育 部

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。

- (2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 東旭川学校給食センター清掃業務委託等において、落札決定後7日以内に契約の締結を行うこととされているにもかかわらず、正当な理由もなくこの期間内に締結していなかった。(学校保健課)
- ② 学校給食配送業務(配送A)委託等において、再委託を適当と認めた判断根拠が不明確であるにもかかわらず、口頭で承諾していた。(学校保健課)
- ③ 東旭川学校給食センター自動ドア保守点検管理業務委託において、仕様書と契約約款との不整合により、実績報告書の提出を受けることなく、支払のための検査を行っているものがあつた。(学校保健課)

- (3) 小・中学校に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 学校敷地内に設置されている警戒標識で、使用者に対する行政財産の目的外使用許可の手續がなされていないものがあつた。(末広小学校)

○ 意見・要望事項

- ① 特段の理由もなく参考見積りの最低金額を採用していないものや、積算の根拠となる資料が添付されていないため積算金額の妥当性の判断ができないものが見受けられた。

積算金額は予定価格の基礎となるものであり、その妥当性が判断できる資料を添付するとともに、適正な算定に努められたい。

- ② 文書收受の際の受付印押印については、事務処理の基本的なことであるにもかかわらず、業務完了届等でその押印が漏れているものが数多く見受けられたことから、契約事務の透明性を確保するためにも受付印の押印を徹底されたい。

- ③ 学校の物品購入において、20万円未満の物品の購入については学校長に補助執行させているが、短期間に同一品を同一業者に複数回発注し、合計すると20万円を超えているものが複数校で見受けられたことから、契約方法を検討し、経済性や公正性に配慮した事務執行となるよう努められたい。

議 会 事 務 局

特に指摘事項なし。

農 業 委 員 会 事 務 局

特に指摘事項なし。